

令和 8 年 度 第 1 回
大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会
会 議 録

日 時 令和 8 年 8 月 5 日（水）

午前 1 0 時 0 0 分

場 所 大阪市役所本庁舎 7 階 市会特別委員会室

令和8年度第1回大阪市都市計画審議会会議録

○日 時 令和8年8月5日（水） 午前10時00分開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 7階 市会特別委員会室

○議 題 議第314号「大阪都市計画用途地域の変更について」
議第315号「大阪都市計画特別用途地区の変更について」
（国際観光地区A地区、B地区）
議第316号「大阪都市計画道路の変更について」
（3・2・61号 夢洲中央線、3・2・62号 夢洲環状1号線、3・2・63号 夢洲環状2号線）
議第317号「大阪都市計画臨港地区の変更について」
（広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約による意見聴取）
議第318号「大阪都市計画特定街区の決定について」（堂島浜二丁目特定街区）
議第319号「大阪市景観計画の変更について」
（景観法第9条第8項において準用する同条第2項の規定による意見聴取）

○出席委員 28名（欠は欠席者）

会 長	嘉名 光市	委 員	塩中 一成
会長代理	松島 格也		山田 かな
委 員	麻生 美希		わしみ 慎一
	大庭 哲治		上田 智隆
	岡田 昌彰		くぼた 亮
	小川 亮		辻 淳子
	小谷 真理		藤岡 寛和
	佐久間 康富		今田 信行
欠	清水 陽子		山田 正和
	武田 重昭		土岐 恭生
	田中 晃代		須藤 奨太
	田村 匡		太田 勝己
	鍋島 美奈子		佐竹 りほ
	福田 知弘		
	山鹿 久木		

開会 午前10時00分

○幹事（細見） それでは定刻になりましたので、ただいまより、令和8年度第1回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私、本審議会の幹事を務めております、大阪市計画調整局都市計画課長の細見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、傍聴の皆様と報道機関の方々に申し上げます。携帯電話は、電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないようご協力をお願いします。

それでは、審議に先立ちまして委員の方々の異動がございましたので、ご出席の委員の皆様を、学識経験者、大阪市会議員の順にご紹介させていただきます。

大阪公立大学大学院工学研究科教授で、本審議会会長の嘉名委員でございます。

○嘉名会長 嘉名です。よろしくお願いします。

○幹事（細見） 京都大学防災研究所特定教授で、本審議会会長職務代理の松島委員でございます。

○松島会長職務代理 松島でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（細見） 同志社女子大学生生活科学部教授の麻生委員でございます。

○麻生委員 麻生です。よろしくお願いします。

○幹事（細見） 京都大学大学院経営管理研究部教授の大庭委員でございます。

○大庭委員 大庭でございます。よろしくお願いします。

○幹事（細見） 近畿大学理工学部教授の岡田委員でございます。

○岡田委員 岡田です。よろしくお願いします。

○幹事（細見） 大阪公立大学大学院経済学研究科教授の小川委員でございます。

○小川委員 小川です。よろしくお願いします。

○幹事（細見） 同志社大学政策学部准教授の小谷委員でございます。

○小谷委員 小谷でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（細見） 和歌山大学システム工学部教授の佐久間委員でございます。

○佐久間委員 よろしくお願いします。

○幹事（細見） 大阪公立大学大学院農学研究科教授の武田委員でございます。

○武田委員 武田でございます。よろしくお願いします。

○幹事（細見） 近畿大学総合社会学部教授の田中委員でございます。

○田中委員 田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（細見） 大阪成蹊大学経営学部教授の田村委員でございます。

○田村委員 田村でございます。よろしくお願いします。

- 幹事（細見） 大阪公立大学大学院工学研究科教授の鍋島委員でございます。
- 鍋島委員 鍋島です。よろしくお願いします。
- 幹事（細見） 大阪大学大学院工学研究科教授の福田委員でございます。
- 福田委員 福田です。よろしくお願いいたします。
- 幹事（細見） 関西学院大学経済学部教授の山鹿委員でございます。
- 山鹿委員 山鹿です。よろしくお願いいたします。
- 幹事（細見） 続きまして、大阪市会議員の委員の方々でございます。
- 塩中委員でございます。
- 塩中委員 塩中です。よろしくお願いいたします。
- 幹事（細見） 山田かな委員でございます。
- 山田かな委員 山田です。よろしくお願いいたします。
- 幹事（細見） わしみ委員でございます。
- わしみ委員 わしみでございます。よろしくお願いします。
- 幹事（細見） 上田委員でございます。
- 上田委員 上田でございます。よろしくお願いします。
- 幹事（細見） くばた委員でございます。
- くばた委員 くばたでございます。よろしくお願いします。
- 幹事（細見） 辻委員でございます。
- 辻委員 辻でございます。よろしくお願いします。
- 幹事（細見） 藤岡委員でございます。
- 藤岡委員 藤岡です。よろしくお願いします。
- 幹事（細見） 今田委員でございます。
- 今田委員 今田です。よろしくお願いします。
- 幹事（細見） 山田正和委員でございます。
- 山田正和委員 山田です。よろしくお願いします。
- 幹事（細見） 土岐委員でございます。
- 土岐委員 土岐でございます。どうぞよろしくお願いします。
- 幹事（細見） 須藤委員でございます。
- 須藤委員 須藤です。よろしくお願いします。
- 幹事（細見） 太田委員でございます。
- 太田委員 太田です。よろしくお願いします。
- 幹事（細見） 佐竹委員でございます。
- 佐竹委員 佐竹です。よろしくお願いします。
- 幹事（細見） なお、学識経験者のうち、清水委員におかれましては本日ご欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、本審議会の要綱第7条によりまして、審議会の会務を担当いたします幹事を3人置いておりますので、順に紹介させていただきます。

計画調整局長の山田幹事でございます。

○幹事（山田） 山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（細見） 同じく、計画調整局計画部長の岩本幹事でございます。

○幹事（岩本） 岩本でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（細見） それと私、都市計画課長の細見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本年度1回目の審議会でございますので、開催に当たりまして、計画調整局長の山田よりご挨拶申し上げます。

○幹事（山田） 改めまして、山田でございます。

本年度第1回目の大阪市都市計画審議会の開催に当たりまして、本来でありましたら、副市長よりご挨拶申し上げるところではございますが、本日、所用で不在のため、私より一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、平素より本市のまちづくり、都市計画に関しまして、ご指導、ご助言を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、大阪市のまちづくりにつきましては、昨年の末に大阪の新しい成長戦略であります「Beyond EXPO 2025」が取りまとめられたところでございます。それに沿って、東西都市軸のニシの拠点であり、本日ご審議いただく議案にも関連いたします夢洲のほか、ヒガシの拠点でございます大阪城東部地区や京橋駅周辺をはじめとしました大阪城公園周辺地域のまちづくり、さらには南北都市軸にございます新大阪駅周辺のまちづくりを進めておりまして、万博後の大阪・関西の更なる成長に向けまして、都市の魅力と活力向上に資するまちづくりに取り組んでおります。

また、これらの拠点形成に加えまして、なにわ筋線などの鉄道や高速道路など、まちづくりを支えます都市インフラの整備を進め、民間都市開発と一体となった、官民連携によるまちづくりを進めてまいります。

都市計画は、これらのまちづくりの基本となる大変重要なものでございます。皆様におかれましては、様々な角度から、専門的且つ忌憚のないご意見、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（細見） ありがとうございます。

それでは、審議に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。本審議会は、原則、ペーパーレスで実施させていただいております。資料をダウンロードされていない委員の方におかれましては、メールボックスを開いていただき、事前に事務局からお送りしましたメールに記載のURLをクリックしていただきますでしょうか。

そうしましたら、ファイルに書類番号を付しておりますので、ダウンロードしていただいた委員の方々も一緒に確認の方をお願いいたします。

まず初めに、書類番号 1、会議次第。

書類番号 2、委員名簿。

書類番号 3、大阪市都市計画審議会関係資料集。

書類番号 4、都市計画審議会等説明資料。

そして、以降が本日ご審議いただきます予定の

書類番号 5、議第 314 号、議第 315 号及び議第 316 号議案書。

書類番号 6、議第 317 号議案書。

書類番号 7、議第 318 号議案書。

書類番号 8、議第 318 号参考資料（協議経過）。

書類番号 9、議第 319 号議案書。

以上、9 点でございます。おそろいでしょうか。

それでは、本日は、新たに委員となられた方が多数おられますので、審議に先立ちまして、都市計画審議会などにつきまして、私から説明させていただきます。

書類番号 4 の都市計画審議会等説明資料で説明いたします。説明資料の 1 ページをご覧ください。

現行都市計画法では、大阪市のような政令指定都市につきましては、都市計画審議会を必ず置くということとなっており、本市では、平成 12 年 4 月に大阪市都市計画審議会条例を制定し、本審議会が発足いたしました。

また、都市計画決定権限につきましても、道路や公園等の都市基盤施設、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の面的整備事業、用途地域等の地域地区など、大部分が指定都市に属しているところでございます。

本市におきましては、令和 3 年に施行された「大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例」に基づき、府市一体で広域的なまちづくりや交通基盤の整備等を進めるため、「広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約」を大阪府と締結し、広域的で成長の重要な基盤となる都市計画の決定に関する事務につきましては、大阪府に委託されております。

3 ページの「都市計画決定権限一覧表」をご覧ください。

一番上の行にあります、「うち府へ事務委託」という欄に丸印のあるものが、大阪市から大阪府に事務委託された都市計画です。

また、指定都市の欄及び市町村という欄に丸印のあるものが、大阪市都市計画審議会の議を得て、大阪市が決定する内容となっております。

次に、都市計画決定の手続きの流れについてです。

説明資料の 4 ページ、「都市計画決定の手続き」をご覧ください。

(1) の都道府県が定める都市計画につきましては、この場での説明は省略させていただきます。

(2-1) と (3) が大阪市が定める都市計画手続きの流れでございます。

まず、公聴会等の住民等の意見を反映させる措置を講じた上で都市計画案を作成し、公衆縦覧や意見書の受付を経た後、本審議会に付議させていただき、審議会のご承認をいただきます。その後、府知事との協議を行い、都市計画として決定あるいは変更することとなります。

(2-2) が先ほどご説明しました、大阪府へ事務委託する都市計画手続きの流れでございます。府知事は都市計画の案を作成した後、市長に意見を聴くこととなっております。市長は府知事に意見を回答するに当たり、本審議会の意見を聴取させていただきます。公衆縦覧や意見書の受付を経た都市計画の案は、府都市計画審議会に付議され、府の審議会には市長から府知事に回答した意見も提出されます。その後、同審議会の承認及び所定の手続きを経て、府知事が都市計画を決定あるいは変更することとなります。

なお、委託した都市計画を府都市計画審議会で審議する場合は、市都市計画審議会の委員のうち市会議員の方3名が府都市計画審議会の臨時委員として府知事から任命されることとなります。

ただいまご説明いたしました都市計画法に基づくもののほか、建築基準法など他の法令により、それぞれ都市計画審議会の議を経ることと定められているものがございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

それではこれよりご審議をお願いいたしますが、本日の審議会は、議第314号から319号につきまして、28名中27名の委員の方々がご出席されておりますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることを報告させていただきます。

それでは、以降の進行につきましては、嘉名会長にお願いしたいと存じます。

○**嘉名会長** 皆さんおはようございます。大変お暑い中、ご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、早速議事を進めてまいりたいと思いますが、その前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規定第9条の規定により、大庭委員と塩中委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、会議が円滑に進行しますよう委員の皆様のご協力をお願いいたします。本日の議案といたしましては、大阪市長から付議のありました、議第314号、「大阪都市計画用途地域の変更について」、議第315号、「大阪都市計画特別用途地区の変更について」、議第316号、「大阪都市計画道路の変更について」、議第317号、「大阪都市計画臨港地区の変更について」、議第318号、「大阪都市計画特定街区の決定について」、議第319号、「大阪市景観計画の変更について」でございます。

それでは、議第314号、「大阪都市計画用途地域の変更」、議第315号、「大阪都市計画特別用途地区の変更」、議第316号、「大阪都市計画道路の変更」及び議第317号、「大阪都市計画臨港地区の変更」から審議してまいります。

なお、議第 317 号につきましては、先ほどご説明のありました、広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約に基づき、大阪市長が大阪府知事へ意見を回答するにあたり、あらかじめ本審議会の意見を聞くものでございます。

内容につきまして、幹事から説明をお願いします。

○幹事（岩本） 幹事の岩本でございます。よろしくお願いいたします。

議第 314 号、「大阪都市計画用途地域の変更」、議第 315 号、「大阪都市計画特別用途地区の変更」、議第 316 号、「大阪都市計画道路の変更」及び議第 317 号、「大阪都市計画臨港地区の変更」につきましては、相互に関連しておりますので一括してご説明いたします。

書類番号 5 及び 6 の議案書でございます。前方のスクリーンをご覧ください。

本日ご説明いたします内容は、此花区の夢洲におきまして、今般策定されました、夢洲第 2 期区域マスタープランなどを踏まえまして、都市計画の変更を行おうとするものでございます。

内容としましては、用途地域、特別用途地区、道路、臨港地区の変更を予定してございます。

まず、夢洲の土地利用の現況についてご説明いたします。

夢洲中央幹線の東側等につきましては、既にコンテナターミナルが稼働しておりますほか、倉庫などの土地利用が進んでおります。

夢洲中央の北部、赤色に着色しているエリアにつきましては、第 1 期区域として統合型リゾート、いわゆる I R の整備が進められており、その背後地である緑色に着色している水際のエリアでは、係留施設の一部が整備を完了しております。

このほか、黄色点線で囲んでおりますエリアにつきましては、既に民間企業へ分譲されております。

次に、夢洲中央部、オレンジ色に着色しているエリアにつきましては、第 2 期区域として、昨年 10 月に閉幕しました大阪関西万博の会場施設の解体工事が進められており、令和 8 年 7 月 3 日より開発事業者募集を開始しております。この第 2 期区域のまちづくりの方向性につきましては、後ほどご説明いたします。

更に、夢洲中央の南部、青色に着色しているエリアにつきましては、第 3 期区域として、公共事業の建設発生残土により埋立てを行っております。

また、西側につきましては、廃棄物の処理場として活用されているほか、夢洲メガソーラーが立地しております。

続きまして、交通インフラの状況についてご説明をいたします。

道路アクセスとしましては、北側の舞洲方面への夢舞大橋、南側の咲洲方面への夢咲トンネルにて接続されているという状況でございます。

また、鉄道アクセスとしましては、令和 7 年 1 月に北港テクノポート線による南ルートが開通し、大阪市内から地下鉄でのアクセスが可能となっております。

なお、北ルートの整備に向けましては、有識者等による夢洲アクセス鉄道に関する検討会の議論を踏まえて、ＪＲ桜島線延伸及び京阪中之島線延伸について、現在関係者とともに事業化に向けた検討の深度化が進められているところでございます。

次に、まちづくりの経過及びゾーニングについてご説明いたします。

夢洲では、平成 29 年 8 月に策定された夢洲まちづくり構想においてゾーニング計画が定められており、東側を既に国際物流拠点として機能している物流ゾーン、産業・物流ゾーン、中央部を国際観光拠点の形成を図る観光産業ゾーン、西側は、緑あふれるオープンスペースや親水空間を形成するグリーンテラスゾーンとしております。

また、令和元年 12 月に策定されました夢洲まちづくり基本方針では、ＩＲ整備法の成立や夢洲での万博開催決定などを踏まえて、国際観光拠点の形成に向けた具体的なまちづくりの方針を取りまとめ、段階的にまちづくりを進めてまいりました。

第 2 期区域につきましては、開発面積が約 50 ヘクタールという広大なエリアであるため、まちづくりの方針を示すこととし、令和 6 年度に実施した夢洲第 2 期区域マスタープランの策定に向けた民間提案募集の優秀提案の内容等を踏まえまして、令和 7 年 4 月に Ver. 1.0 を策定いたしました。

その後、大屋根リングや静けさの森の利活用などの万博レガシーの継承に関する検討や国の成果検証委員会での議論を反映し、パブリックコメントも経まして、令和 7 年 10 月に Ver. 2.0、令和 8 年 6 月に Ver. 3.0 を策定いたしております。

次に、夢洲 2 期区域マスタープラン Ver. 3.0 の概要でございます。

コンセプトとしましては、「万博の理念を継承し国際観光拠点形成を通じて未来社会を実現するまちづくり」、まちづくり方針としましては、エンターテインメントやレクリエーション等の多様な機能を導入し第一区域との相乗効果を図るとともに、新産業創出、人材育成や万博の理念を継承する最先端技術を体感できる環境整備を通じて国際観光拠点機能を強化するとしております。

併せて、豊かな水、緑と上質なにぎわいが一体となった魅力あふれる非日常空間を創出するなどにより、再び訪れたくなるまちを形成することとしております。

次に、夢洲における基盤整備の基本的な考え方についてご説明いたします。

道路ネットワークとしましては、スクリーンに示しております赤い観光動線と、青い物流動線に分離することとしております。

具体的には、第 1 期区域と第 2 期区域のそれぞれの外縁部に観光外周道路として 8 の字型の道路ネットワークを形成し、適切な交通処理により快適な移動の実現を図るものです。このうち、第 1 期区域外縁部の観光外周道路につきましては、既に供用を開始しております。

次に、海上アクセスにつきましては海に囲まれた立地特性を踏まえ、海上アクセス拠点を北側水際線に整備し、来訪者の利便性の向上及び集客力の強化を図ることとしております。

以上が基盤整備の概要でございます。

それでは、議第番号は前後しますが道路の変更についてご説明をさせていただきます。

書類番号 5 の議案書、23 ページから 25 ページの計画書、27 ページから 28 ページの説明図でございます。

国際観光拠点の形成を目指し、夢洲第 2 期区域マスタープランに基づくまちづくりの実現に向けて、国際観光拠点の骨格を形成し、地区内の円滑な交通機能を確保するため、都市計画道路の区域及び起終点を変更するものでございます。現在、既設の外周道路は、3 つの都市計画道路から構成されております。

一つ目は、夢洲駅との交通結節点となる夢洲駅前広場を含む幅員 34 メートルの夢洲中央線。

二つ目は、夢洲中央線の北端を起点とした幅員 30 メートルの夢洲環状 1 号線。

三つ目として、夢洲中央線と夢洲環状 1 号線を東西方向に結ぶ、幅員 30 メートルの夢洲環状 2 号線がございます。

まず、夢洲中央線につきましては、物流ゾーンと国際観光拠点第 1 期区域を区別し、第 2 期区域を含む国際観光拠点の中心となる夢洲駅前の南北移動を受け持つため、区域を約 390 メートル追加し、夢洲の主軸を形成する骨格道路として配置します。

次に、夢洲環状 1 号線及び夢洲環状 2 号線につきましては、国際観光拠点の主軸である夢洲中央線とグリーンテラスゾーンを結ぶ東西移動を受け持つもので、夢洲環状 1 号線の区域をグリーンテラスゾーンとの境界に沿って伸ばしつつ夢洲中央線に接続するため、約 1,700 メートル追加するとともに、夢洲環状 2 号線の起終点を変更するよう配置いたします。これらにより、国際観光拠点の第 1 期区域と第 2 期区域、第 2 期区域と第 3 期区域を区分するスーパーブロックの形成を図るものでございます。

次に、議案書の内容についてご説明をいたします。

夢洲中央線につきましては、延長を約 520 メートルから約 910 メートルと変更するほか、車線の数の内訳を約 340 メートルの区間を 6 車線、約 570 メートルの区間を 8 車線といたします。

夢洲環状 1 号線は、延長を約 1,240 メートルから約 2,940 メートルとし、夢洲環状 2 号線は起終点の変更により、約 810 メートルから約 680 メートルに変更をいたします。

続きまして、用途地域の変更についてご説明をさせていただきます。

議案書の 5 ページから 7 ページの計画書、9 ページから 10 ページの説明図でございます。

国際観光拠点の形成をめざし、夢洲第 2 期区域マスタープランに基づくまちづくりの実現及び海上アクセス拠点の強化等に向けて、合理的な土地利用を誘導するため、用途地域を変更するものでございます。今回、用途地域を変更しようとする区域は、紫色の線で囲っている部分でございます。

北側につきましては、港湾施設の土地利用及びIR区域との整合を図るため、また、南側につきましては、先ほどご説明した、観光外周道路の区域界との整合を図るため、用途地域の変更を行うとするものでございまして、内容としましては、現在の商業地域（指定容積率400%、指定建蔽率80%）を準工業地域（指定容積率200%、指定建蔽率60%）に変更するものでございます。

この結果、商業地域が約17.9ヘクタール減少し、準工業地域が約17.9ヘクタール増加いたしまして、大阪市全域として計画書のとおりとなっております。

続きまして、特別用途地区の変更について、ご説明をさせていただきます。

議案書13ページから15ページの計画書、17ページから18ページの説明図でございまして。

特別用途地区とは、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、又は環境の保護等の特別の目的の実現を図るために、用途地域の指定を補完して定める地区であり、指定されている用途地域の規制に加えて、建築物の用途に係る規制、又は緩和を行うものでございまして、本市においては、国際観光地区、工業保全地区、中高層階住居専用地区を定めております。

今回変更する国際観光地区につきましては、令和元年9月から、混在すると国際観光拠点に馴染まないと考えられる幼稚園や小中高等学校、性風俗等の施設の立地を制限しております。

その後、第2期区域に隣接して整備が進められているIR区域につきましては、大阪府、大阪市、現MGM大阪株式会社にて、令和5年4月に作成しました大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画におきまして、IR区域の周辺地域において、ギャンブル等施設の設置を認めない措置を講じることを定めております。

これらを踏まえまして、国際観光拠点の形成をめざし、夢洲第2期区域マスタープランに基づくまちづくりの実現及び海上アクセス拠点の強化等に向けて、都市機能の誘導、維持、保全を図るため、特別用途地区を変更するものでございます。

区域につきましては、港湾施設の土地利用及びIR区域との整合並びに観光外周道路の区域界との整合を図るとともに、IR区域の周辺地域においてギャンブル関係施設の立地を制限するため、夢洲第1期区域をA地区、第2期区域をB地区とし、規制する内容を区分いたします。

これによりまして、本市の特別用途地区は、国際観光地区がA地区として約68ヘクタール、B地区として約57ヘクタールに区分を変更いたします。

制限内容に関しましては、A地区は現行規制のままとし、B地区はぱちんこ屋、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場及び勝舟投票券発売所などを追加いたします。

続きまして、臨港地区の変更についてご説明をさせていただきます。

書類番号6の議案書、3ページから5ページの計画書、9ページから14ページの計画図及び説明図でございまして。

臨港地区は都市計画法に基づく地域地区の一つで、港湾の管理運営を円滑に行い港湾機能の増進や水際線の有効利用を図ることを目的とする地区でございます。

また、都市計画法第 23 条第 4 項の規定により、港湾管理者が申し出た案に基づいて定めるものでございます。

都市計画案につきましては、大阪市港湾審議会の答申を踏まえて、大阪府にて都市計画案を作成しております。

本案は、港湾施設が新たに立地される地区等において、港湾管理運営の適正化及び臨海地域の活性化を図るため臨港地区を変更するものでございます。

第 1 期区域につきましては、今後、臨港緑地や物流用途の土地利用を行っていくため、赤色着色の範囲を臨港地区に追加指定いたします。

また、臨港地区の分区につきましては、商港区といたします。

これによりまして、本市の臨港地区は約 5.2 ヘクタール増加し、約 1,983.9 ヘクタールとなります。

最後に、都市計画手続きの経過をご説明させていただきます。

用途地域、特別用途地区、道路につきましては大阪市において、臨港地区につきましては大阪府において手続きを行っており、両案件とも令和 7 年 10 月 30 日から 11 月 13 日まで公聴会開催に係る公述申出書の受付を行いました。申出書の提出はございませんでした。

その後、令和 8 年 6 月 29 日から 7 月 13 日まで案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

なお、臨港地区の変更につきましては、今後、大阪府において、8 月 7 日に開催されます大阪府都市計画審議会に諮る予定とされております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○嘉名会長 ただいま幹事より説明がありました、議第 314 号、315 号、316 号及び 317 号の議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、ご質問がないようですので、議第 314 号、315 号及び 316 号議案について、一括して表決を確認してまいりたいと思います。

議第 314 号、「大阪都市計画用途地域の変更」、議第 315 号、「大阪都市計画特別用途地区の変更」及び議第 316 号、「大阪都市計画道路の変更」につきまして、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○嘉名会長 ご異議がございませんので、議第 314 号、315 号及び 316 号議案は、いずれも原案どおり可決します。

続きまして、議第 317 号議案につきまして、表決を確認してまいりたいと思います。

これについては意見を伺うということですが、何かご意見がある方ございますか。

それでは、特にご意見がないということですので、議 317 号、「大阪都市計画臨港地区の変更」につきましては、本審議会としては意見なしということで回答したいと思います
が、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○嘉名会長 それでは、意見を付さないことといたします。

続きまして、議第 318 号、「大阪都市計画特定街区の決定」の審議に移ってまいります。
内容につきまして、幹事から説明をお願いします。

○幹事(岩本) それでは、議第 318 号、「大阪都市計画特定街区の決定」について、ご説明
をさせていただきます。

書類番号 7 の議案書及び書類番号 8 の参考資料でございます。前方のスクリーンをご覧ください。

議案のご説明に入る前に、今回決定しようとしております特定街区について、ご説明さ
せていただきます。

特定街区は、市街地の整備改善を図るため、街区の整備等が行われる地区について、良
好な環境と健全な形態を有する建築物を建築し、併せて有効な空地を確保することなど
により都市機能に適応した適正な街区を形成するために定める地域地区の一つでございま
して、容積率等の緩和が可能となる制度でございます。

なお、都市計画には、建築物の容積率の最高限度、建築物の高さの最高限度及び壁面
の位置の制限を定めることとなっております。

それでは、本案件の説明に入らせていただきます。

計画地は、北区堂島浜二丁目地内の道路を挟んで向かい合う二つの敷地でございまして、
大阪メトロ四つ橋線の西梅田駅や京阪中之島線の渡辺橋駅をはじめ、複数の鉄道駅に近接
する交通至便な立地条件にあるとともに、大阪駅周辺や中之島など、文化芸術が集積する
エリアの中間に位置する地区でございます。

土地の現況としましては、北側敷地には、昭和 55 年竣工の事務所ビルが立地しており、
南側敷地は、時間貸駐車場として利用されております。

今回は、この堂島浜二丁目におきまして、国際競争力の強化に資する宿泊機能及びにぎ
わい・交流機能等を導入するとともに、みどり豊かで文化芸術に触れ合えるオープンス
ペースを整備することなどにより、適正な街区を形成し、市街地環境の整備改善を図ろう
とするものでございます。

現在検討されております建築計画の概要につきましては、ホテル、共同住宅、保育所及
び店舗などからなる複合建築物を計画しており、高さは約 196 メートルでございます。

また、南北両敷地の地上部には空地を設け、歩行者空間や緑地等を整備することにより、
みどり豊かな都市空間の形成を図る計画となっております。

次に、都市計画面の策定に至るまでの主な協議経過をご説明いたします。

書類番号 8 の参考資料に記載しておりますが、スクリーンの方をご覧ください。

まず、令和6年10月に事業者より都市計画の手法を活用した建替えを検討していきたいとの申出及び事業計画案の提示がございました。

提示されました事業計画案の内容は、国際競争力の強化に資する宿泊機能の導入、有効空地、歩行者空間の確保、にぎわい機能の導入及び環境面、防災面への配慮を行い、事務所ビルのある北側敷地の容積率の最高限度を、指定容積率の600%から1,200%に設定するものでございました。

この事業計画案につきましては、市街地環境の整備改善に資するものとして評価できるものでございましたが、地域ニーズを踏まえた子育て支援機能の導入検討、堂島浜エリアの都市魅力の向上、環境面、防災面への配慮の具体化の点で更なる検討を求め、事業者と継続して協議を行うことといたしました。

その後、令和7年3月に修正された事業計画案の提示がございました。

内容としましては、地域ニーズを踏まえた子育て支援機能として、認可保育所の整備を行うとともに、堂島浜エリアの都市魅力の向上として、上質なにぎわい・交流機能を導入するほか、南側敷地を新たに取込んだ上で、南北敷地内へのパブリックアートの設置及び両敷地のランドスケープデザインの統一を行い、更に環境面、防災面への配慮として、ドライミスト装置の設置及び防災備蓄倉庫の設置などを行い、容積率の最高限度を指定容積率600%に対し、北側敷地の容積率を1,250%、南側敷地の容積率を0%として設定するものでございました。

本市としましては、市街地環境の整備改善に資するものとして評価した上で、南北敷地の一体性創出に向けた方策について、更なる充実を求め、事業者と継続して協議を行うことといたしました。

また、本計画が大阪市都市景観条例で定める大規模な面的整備に該当することから、景観に関する協議を開始するよう案内をいたしました。

景観につきましては、令和7年9月に大阪市都市景観委員会デザイン部会を開催し、低層部の空間デザイン、建築デザインにおいては、歩行者や施設利用者からの見え方に配慮し、植栽とも調和した材質、材料、色などを選定するよう工夫することなど、有識者の意見をまとめた本市の見解を通知し、更なる検討を求めました。

これに対しまして、令和7年10月に事業者から、低層部の施設外観は、自然素材系の質感のある材質、材料を多く採用し、歩行者や施設利用者からの見え方に配慮し、植栽とも調和した計画とすることが示され、景観に関する協議を踏まえた対応方針を確認いたしました。

そして、令和8年1月に、これまでの協議状況を踏まえた事業計画案の提示がございました。

内容といたしましては、MICE都市の形成に資する国際交流機能の導入、南北敷地一体となった飽きを感じさせないイベント運営及び南側敷地を起点としたアート・観光案内情報等の発信、といった内容でありました。

以上の事業者との継続的な協議を経まして、本市としましては、国際競争力の強化に資する宿泊機能の導入及びM I C E都市の形成に寄与する国際交流機能の導入、上質なにぎわい・交流機能の導入、有効空地や歩行者空間の確保、南北敷地の一体的整備、地域ニーズを踏まえた子育て支援機能の導入などといった点を高く評価し、市街地環境の整備改善に寄与するものとして特定街区の都市計画案を作成するに至った次第でございます。

それでは、地域の整備改善要素について、具体的にご説明をいたします。

まず、国際競争力の強化に資する宿泊機能としましては、建築物の中高層階において国際的に評価の高いホテルブランドの関西初進出となる高規格ホテルを整備いたします。

客室数は約200室、平均客室面積は約55平方メートルであり、付帯施設としましては、レストランやフィットネスなどを設置いたします。

更に、大阪のM I C E都市の形成に寄与するため、国際会議やグローバル企業による展示会、イベント、セミナー等が開催可能な交流ホール、いわゆるボールルームやボードルームを整備いたします。これにより、M I C E受入環境の充実を図ります。

次に、建物の低層部には、上質なカフェレストランやイベントギャラリーを整備し、堂島浜エリアのにぎわい創出や、文化芸術の発信、醸成を図ります。

そして、有効空地、歩行者空間の確保につきましては、北側敷地外周部及び南側敷地を合わせた、約2,000平方メートル以上のみどり豊かな空地を整備いたします。

また、歩道状の空地を確保し、歩行者環境の改善を図るとともに、広場状空地の整備により、ゆとりある空間の創出に寄与します。

そのほか、南北敷地の一体的整備としまして、南北敷地内にパブリックアートを設置するとともに、このアートにイベントギャラリーと連携した装飾やライトアップを施すなど、南北敷地一体となった飽きのこないスポットの形成を図ります。

また、南側敷地において、アートや観光案内等の情報発信を行うことで、南側敷地を起点とした、堂島浜エリアの回遊性の向上を図ります。

更に、地域ニーズを踏まえた子育て支援機能としまして、地域の保育需要に対応するため、0歳から5歳児を対象とした、定員30名の認可保育所を整備いたします。

そして、環境面への配慮としまして、高効率機器の導入や太陽光発電設備の設置などにより、省エネルギー、省CO₂化を図るとともに、ヒートアイランド対策として、空地内にドライミスト装置を設置し、クールスポットを整備することとしております。

また、防災面への配慮としまして、大規模災害時の帰宅困難者への配慮として、建物1階カフェレストランのエントランスホール及び2階イベントギャラリーを一時滞在スペースとして開放するとともに、建物2階共用部に防災備蓄倉庫を設置いたします。

更に、非常用発電機整備、耐震性雨水貯水槽の設置などを行うこととしております。

地域の整備改善要素に関する説明は以上でございます。

それでは、議案書の内容についてご説明をさせていただきます。

書類番号 7 の 3 ページから 5 ページの計画書、9 ページから 11 ページの説明図でございます。

今般、堂島浜二丁目において、国際競争力の強化に資する宿泊機能及びにぎわい・交流機能等を導入するとともに、みどり豊かで文化芸術に触れ合えるオープンスペースを整備することなどにより、適正な街区を形成し、市街地環境の整備改善を図るため、特定街区を決定しようとするものでございます。

今回定めます特定街区の内容としましては、名称、堂島浜二丁目特定街区、位置は北区堂島浜二丁目地内、区域全体の面積は約 0.59 ヘクタールで、北側敷地を第 1 街区、南側敷地を第 2 街区として定めます。

容積率の最高限度は、先ほど協議経過でも触れましたが、指定容積率 600% に対し、区域全体で 1,200% 相当とした上で、第 1 街区を 1,250%、第 2 街区を 0% として定めます。

建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限につきましては、第 1 街区のみ定めることとしており、建築物の高さの最高限度は、高度利用を図る観点から、高層部で 198 メートル、庇や設備諸室等の計画をしている低層部で 20 メートルとしております。

壁面の位置の制限につきましては、主要な建築物の外壁面を前のスクリーンにございます壁面の位置の制限まで後退させることで、堂島浜二丁目エリアの回遊性や、都市魅力を高める空地、緑地を確保しようとするものでございます。

都市計画案の内容についての説明は以上でございます。

最後に、都市計画手続の経過をご説明させていただきます。

令和 8 年 2 月 26 日から 3 月 12 日まで、公聴会開催に係る公述申出書の受付を行いました。が、申出書の提出はございませんでした。

その後、令和 8 年 5 月 28 日から 6 月 11 日まで、案の縦覧を行いました。が、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○嘉名会長 ただいま幹事より説明がありました、議第 318 号の議案につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○福田委員 ご説明ありがとうございました。質問というよりか、コメントに近いかもしれないですけど、敷地が北側と南側の 2 つに分かれていて、イベントなどを一体的にしたいというお話もありました。

北側と南側の間には道路が整備されておりまして車の往来もありますので、その辺りの交通安全ですね、その辺りも留意をしていただきたいなというのが一つあります。

もう一つは、南側に情報発信ということで、デジタルサイネージのパスが今出ておりますけども、イベントで一時的に使われるときに、景観とか、それから照明の機能、例えばまぶしさとかですね、そういうところにも配慮していただきたいなというふうに考えております。

コメントに近いと思いますけれども、以上です。

○嘉名会長 ありがとうございます。幹事から何かございますか。

○幹事（細見） ご質問ありがとうございます。

1 件目、南北敷地の相互利用の際に、道路が間に通っているということで、交通安全の面、留意するようという事でございます。

参考に、南北敷地を相互に利用する、いわゆる一体的な面でどういったことを考えているかを補足的にご説明いたします。

ハード面としまして、両街区沿いに植樹がございますが、周辺地区と協調したようなカシ類に統一する、それから、花壇の立ち上げ部の素材などランドスケープデザインの統一ということで、一体的な外構空間形成を図っていきます。

ソフト面としましては、両街区一体となったイベント運営、それから両街区のアートの設置を行うとともに、第1街区のイベントギャラリーと連携した装飾やライトアップ、そういったものをパブリックアートに施すことで、飽きのこないスポット形成を行ってまいります。

それに加えて、第2街区内で周辺歩行者、それから施設利用者に向けたアート・観光案内等の情報発信などを行うことで、南北街区のみならず、堂島浜周辺エリアの回遊性向上を図っていくことを考えております。

ご指摘の交通安全の面につきましては、事業者の方にお伝えするとともに、デジタルサイネージにつきましても本市取扱要綱にしっかりと則った形で運営の方をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○嘉名会長 ありがとうございます。そのほか、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、ご質問、ご意見、ないようですので、議第 318 号議案につきまして、表決を確認してまいりたいと思います。

議第 318 号、「大阪都市計画特定街区の決定」につきまして、ご異議ございませんか。

（異議なし）

○嘉名会長 ご異議がございませんので、議第 318 号議案は原案どおり可決いたします。

続きまして、景観法に基づく意見聴取であります。

議第 319 号、「大阪市景観計画の変更」につきまして、幹事から説明を願います。

○幹事（岩本） それでは、議第 319 号、「大阪市景観計画の変更」について、ご説明いたします。

本議案は、景観法第 8 条に基づく、本市の景観計画の変更に当たりまして、景観法第 9 条の規定により、本審議会のご意見を頂戴するもので、都市計画決定事項ではございません。

書類番号 9 の議案書の内容につきまして、前方のスクリーンでご説明いたします。

はじめに、現行の大阪市景観計画についてですが、平成 18 年 2 月に策定以降、これまでに 3 回変更を行っており、今回で 4 回目の変更となります。

また、景観計画では市域全体を景観計画区域に指定し、基本届出区域、まちなみ創造区域、重点届出区域を定め、地域特性に応じた景観誘導を行っております。

まず、基本届出区域ですが、都心景観形成区域、臨海景観形成区域及び一般区域の3つの区域で構成しており、景観に与える影響の大きい、大規模な建築物等を対象に景観誘導を行っております。

次に、まちなみ創造区域ですが、土佐堀通から長堀通までの区間を御堂筋デザインガイドライン地区としまして指定し、基本届出区域と同様に大規模な建築物等を対象とした景観誘導に加え、ガイドラインに基づく事業者などと大阪市との対話による景観誘導を行っております。

次に、重点届出区域ですが、御堂筋地区など7つの地区を指定しておりまして、全ての建築物や広告物等を対象に重点的な景観誘導を行っております。

続きまして、今回の景観計画変更の背景について、ご説明をいたします。

本市では平成29年の景観計画変更以降、重点届出区域を対象として広告物の意匠、大きさ等に関する基準を規定し、良好な景観形成に向けた景観誘導を推進してまいりました。

その後、大阪関西万博の開催に向けたまちづくりの気運が高まる中、にぎわいあるまちなみ景観形成の観点から広告物基準の見直しに向けた検討に着手いたしました。

令和6年11月には、先行してイベント暫定利用に関わる一時広告物の基準見直しを実施いたしました。

今回の景観計画の変更では、常設の広告物などについての基準見直しを行うものとなっております。

それでは、景観計画の変更内容についてご説明をいたします。

まず概要ですが、常設広告物の意匠基準の一部を見直すとともにエリアマネジメント団体による持続的なまちづくりの推進やエリア価値の向上を目的として、エリアマネジメント団体を対象とした更なる基準の緩和を行います。

まず、1点目としまして、既存基準の見直しです。

こちらは広告物の意匠基準のうち、人物・キャラクターの意匠使用の一部緩和と色彩基準の明確化を行います。

2点目としましては、新制度を活用した更なる基準の緩和です。

こちらはエリアマネジメント団体を対象とした仕組みでございまして、エリアマネジメント活動と連携した広告物掲出に関わる枠組みを新たに規定し、一定の要件を満たす団体を対象に既存の広告物基準を超える緩和措置を講じます。

緩和の内容としましては、人物・キャラクターの意匠使用の全面緩和、工事・仮囲いへの表示内容として他社広告を許容、建築物中層部へ設置するデジタルサイネージの大きさ、設置数の基準の緩和となります。

また、その他の変更点としまして、景観法改正に伴う文言の整理を行います。

具体的には次のスライド以降でご説明させていただきます。

変更内容のご説明に入る前に、重点届出区域における広告物基準の区域の分類について、ご説明させていただきます。

今回の基準見直しに当たりましては、重点届出区域の各地区の特性などを踏まえまして、御堂筋地区の長堀通以南を含むオレンジ色の区域１、御堂筋地区の大阪駅前から土佐堀通区間を含む緑色の区域２、及び中之島地区を含む水色の区域３の３つに分類して、検討を行ってまいります。

次に、景観計画の変更内容をご説明いたします。

まず、既存基準の見直しに関してですが、一つ目の変更点としまして、人物・キャラクターの意匠使用を一部緩和いたします。

現行の景観計画に定める基準では、人物・キャラクターの使用を認めていませんが、これを、人物・キャラクターの意匠の使用を建築物の高さ 10 メートル以下の部分のみとし、最小限に抑える、に改めます。

これにより、これまで認められなかった人物等の広告物への表示が最小限、許容されることとなります。

なお、右の区域図で水色で示しております区域３につきましては、周辺景観に与える影響を考慮し、表示できる人物等を商標に限定してまいります。

二つ目の変更点としまして、色彩基準を明確化いたします。

現行の景観計画に定める基準では高彩度の利用を抑えると規定していますが、具体的な数値基準を示していないことから、高彩度色を彩度 6 として定義付けすることにより数値基準を明確にいたします。

次に、新制度を活用した更なる基準の緩和について、ご説明いたします。

大阪市では、本年 6 月 1 日に、エリアマネジメント団体を支援する新たな制度として、大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度の運用を開始いたしました。

本制度は、エリアマネジメント団体による持続的なまちづくりの推進やエリア価値の向上を目的としており、団体が自ら地域の特性に応じた活動計画を策定し、これを本市が認定するものです。

エリアマネジメント活動と連携した広告物掲出の具体的な仕組みとしましては、団体が活動計画を策定し、市に対して事前協議の申出を行います。

この活動計画のうち景観に関わる内容については、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱に基づき協議を行います。

その後、都市景観委員会の意見聴取を経て協議が成立した場合は、エリアマネジメント団体は活動計画の認定手続に入ることができ、認定された場合は広告物のほか既存の基準によらない活動が可能となります。

次に、エリアマネジメント活動と連携した広告物の協議の枠組みの規定について、景観計画の変更案をご説明いたします。

今回、景観計画において、赤で囲んでおります地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動に資する広告物について、別に定めがある場合はこれによるものとするという内容を新たに規定をいたします。

この、別に定めは、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱を指しており、エリマネ団体との事前協議や、広告物基準の緩和について、同要綱に新たに規定いたします。

次に、広告物基準の緩和の具体的な内容でございます。

エリアマネジメント活動計画の認定とエリアマネジメント団体による質の高いデザインコントロールなどを前提に、以下の3点の基準を緩和いたします。

1点目は、人物・キャラクターの意匠使用の全面緩和です。

こちらは、オレンジにしております区域1と、緑の区域2を対象としまして、広告盤面全体への人物・キャラクターの使用を許容いたします。

なお、区域3につきましては周辺景観に与える影響を考慮し、緩和の対象外としております。

2点目は、工事仮囲いへの表示内容として、他社広告を許容いたします。

こちらは、全区域を対象としまして、工事仮囲いに表示できる内容を、工事中の建築物等の周知等を必要となる事項に限定せず、商用広告の掲出を可能とするものです。

3点目は、建築物中層部へ設置するデジタルサイネージの大きさと設置数の基準緩和です。

こちらは右の区域図で示す、大阪駅周辺沿道地区と難波駅周辺沿道地区を対象としまして、現行基準のうち大きさと設置数の規定を適用除外とし、個別協議とすることといたします。

次に、その他の変更点としまして、景観法改正に伴う文言の整理を行います。

今年の5月27日に公布されました都市再生特別措置法等の一部を改正する法律における景観法の一部改正に伴いまして、大阪市景観計画において、景観法を引用する部分を改正法に合わせて改めるもので、景観計画自体の内容を変更するものではありません。

1点目の内容は、号の細目が移動した部分の反映です。

こちらは、景観法第8条第2項第4号ロハと表記されている部分を景観法第8条第2項第4号ハニへ改めるものとなります。

2点目の内容は、名称が変更された部分の反映です。

こちらは、景観法第92条に規定される景観整備機構が景観整備推進法人へ改称されることから、これを反映するものになります。

以上が、本日ご意見賜る大阪市景観計画の変更内容でございます。

最後に、今後の予定についてご説明をいたします。

本日、ご意見を賜ります景観計画の変更案は、令和8年2月の都市景観委員会での意見聴取、4月から5月にかけて実施したパブリックコメント手続きを経て取りまとめた内容

でございますことから、本日の都市計画審議会以降、8 月中に景観計画変更の告示を行い 9 月より変更景観計画を施行する予定としてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○嘉名会長 ただいま、幹事より説明がありました議第 319 号議案につきましては、景観計画で定める良好な景観形成に関する内容が都市計画の内容にも関係し、かつ、景観計画には土地利用等に関する制限等を定めることとなることから、本審議会の意見を聴くものでございます。

幹事より説明のありました議第 319 号議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、私から質問します。

エリマネジメント活動計画の認定という形でなされる広告物基準の緩和について、人物・キャラクター、仮囲い、それからデジタルサイネージの大きさ、設置数の基準緩和ということでございますけど、具体的には、意匠の審査みたいなものがどのように行われるのかについて少しお伺いしたいということと、これも運用としてはどこかエリマネ団体さんがご計画されているのか。この 2 点について教えていただけますか。

○説明者（垣内） ご質問ありがとうございます。

ご質問いただきました、今回のエリマネ制度と連携した広告物基準の緩和に関しての審査をどういうふうに進めていくかですが、まずは、エリマネ団体におきまして、掲出する広告に関する自主ルール及び審査体制を構築いただきます。

本市は、エリマネ団体が策定したルールや掲出する広告の意匠につきまして、景観委員会における学識経験者の方々の意見聴取も踏まえまして、協議、評価を行ってまいります。これによって、まちなみにふさわしいデザインクオリティの方を担保するということを考えております。

また、実際に運用してからも実績報告を年 1 回していただくような段取りを考えております。

あと、2 点目の質問につきまして、エリマネ団体の方から具体的な内容はまだございませんが、今回の制度構築に向けて、エリマネ団体から一定ニーズがあるということは事前に聞いておりましたので、今後、今回新たに構築する制度をもって、広告物による地域の更なる価値向上につなげていければと考えております。

以上でございます。

○嘉名会長 ありがとうございます。今般、国の方でも都市再生特別措置法が改正されて、エリマネジメントというのは明確に位置付けられたというようなところもあって、そういう意味ではこの大阪市の制度は国の動きに先駆けた官民連携型のまちづくりの大きな柱かなと思っていますので、ぜひしっかり運用していただいて、よりよいまちづくりに役立てていただければというふうに思います。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、特にご意見がないようですので、本審議会としては意見なしということで回答したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○嘉名会長 それでは、意見を付さないことといたします。

これをもちまして、本日の審議は終了いたしました。本日、決議をいただきました案件につきましては直ちに必要な手続きを行わせます。

それでは、これで審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前11時10分

大阪市都市計画審議会委員

大庭 哲治

大阪市都市計画審議会委員

塩中 一成